

## 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 12 月 21 日

「全世界金融サブクラスターにかかる事例整理・事業展開のための情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020 年 11 月 25 日/公示番号:20a00801)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P4 (3)利益相反の排除	共同事業体の構成員を予定している 1 名が所属する企業は、過去、ミャンマー、ベトナムの中央銀行支援を受託した実績があります。ただし、当該人自身は、本年 8 月に当該企業に加わり、過去の支援プロジェクトには関与していません。これをもって、「競争参加資格に利益相反の排除」には当たらないという理解でよいでしょうか。	共同企業体構成員は法人としての参画を意味するため、同法人に所属し、本件調査団を構成予定である個人の入社時期には依りません。その一方で、利益相反については、本件業務の TOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った企業、個人等を対象としております。過去、中央銀行支援を受託した実績があるとしましても、技術移転の部分に従事し、本業務の TOR を作成する業務に関わっていない場合は該当しません。
2	P11~13 第2章 特記仕様書案	中央銀行支援のレビュー対象はミャンマーのみという理解でいますが、ベトナムにおける情報収集では、ベトナム向けの同種プログラムについての評価もヒアリングするという点でよいでしょうか。	基本的にはベトナムの同種プログラムはレビュー対象として想定していません。しかし、今後の中央銀行支援の方向性の検討・整理に際し、ベトナム向けの同種プログラムについての評価をヒアリングすることが特に有意義であることが説明できる場合には、提案を妨げるものではありません。
3	P12 2. 調査の目的と範囲 (1)調査の目的	「民間の技術・知見活用も含めた協力リソース」とあります。これは提案時に協力会社を想定したうえで、どのような協力を担うべきかについて、整理することが求められているとの理解で相違ないでし	提案時点で、具体的な会社を特定し、どのような協力を担うべきかを示して頂くところまでは求めています。もちろん協力確約も必要ありません。一方で、リソースの可能性を示して頂くために、数社

		<p>ようか。また、その理解で合致している場合、提案時点では、リソースの協力確約は困難であるため、案としての記載で問題ないでしょうか(実際には当該会社から協力を得られない可能性があることを懸念)。</p>	<p>の候補会社が存在することを示して頂いた上で、「この業種のこれらの企業群に活用できる技術が存在する可能性はある」程度は整理していただく想定でいます。</p>
4	<p>P12 2. 調査の目的と範囲 (1)調査の目的</p>	<p>「モニタリング指標」のうち、期間で測定する指標については、その測定期間は最長で、西暦 2030 年までという理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
5	<p>P12 2. 調査の目的と範囲 (3)対象地域</p>	<p>本件の調査対象国を6カ国(ミャンマー、ベトナム、モンゴル、シンガポール、タイ、カンボジア)とされていますが、大型国(例: インド、インドネシア、パキスタン、バングラデッシュ)のニーズは調査対象ではないとの認識で正しいでしょうか。</p>	<p>右記ご質問頂き、改めて検討致しましたところ、調査対象国 6 か国以外の国については、現時点で技術協力による金融分野支援を検討していないため、現段階では現地調査対象として考えていません。「4. 調査実施の留意事項」の「B. 既往 JICA 金融セクター案件以外の視点」に記載した観点での検討対象にはなり得ますが、その場合も文献調査での対応を想定しています。</p>
6	<p>P16 第2章 特記仕様書案 5. 調査の内容 (2)日本における情報収集 (2021年3月～5月)</p>	<p>脚注 7 の「①」および脚注 8 の「②」は、それぞれ「A」「B」の間違いではないでしょうか。</p>	<p>誤記がありました。脚注7の「①」を「A、」に、脚注8の「②」を「B、」に修正します。</p>
7	<p>P16 第2章 特記仕様書案 5. 調査の内容 (4)東南アジア・東アジアにおける情報収集(2021年6月～9月)</p>	<p>脚注 10 に「担当者名・連絡先の提供」とありますが、提供時点において、当該担当者／連絡先に対しては事前に、貴機構から本業務の意義や概要について個別に説明済みという理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、提供前に JICA 側から個別に説明致します。</p>

8	P17 第2章 特記仕様書案 5. 調査の内容 (2) 日本における情報収集 (2021年3月～5月)	日本国内の本邦企業・金融機関、JETRO(本部)へのヒアリング許可取り付けを行う主体につき、企画競争説明書には記載がないようです。これらにつき、ご教示願います。	日本国内の本邦企業・金融機関、JETRO(本部)へのヒアリング許可取り付けは全て受注者で行っていただく予定です。
9	P22 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案	4名を超える業務従事者で提案することは可能でしょうか。	可能です。 しかしながら、第3章5.(4)1)旅費(航空賃)の7,300千円(4従事者6か国渡航の総計)に基づき定額で計上いただく金額に変更はありませんので、ご留意願います。
10	P22 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 3. 業務従事者の条件 (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置	「(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置」において、以下の記載があります。 補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。 仮に、A社と弊社で共同企業体を組むとしたら、本条件に当てはめると、各々、A社の所要人員のうち2分の1、弊社の所要人員のうち2分の1、が補強できるという認識で宜しいでしょうか。 (例えば、A社所要人員が2名であれば、うち1名はプロパー、補強は1名まで、弊社所要人員が2名であれば、うちプロパーは1名、補強は1名ま	ご理解のとおりです。

		で、4名のチームメンバーのうち、計2名が補強可能)	
11	P22 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (4)対象国の便宜供与	便宜供与として、東南アジア・東アジアにおける情報収集の際の移動車両の提供は含まれていないという理解で良いでしょうか。その場合、必要に応じ、業務従事者側で手配や見積書への計上を行えばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 必要に応じ、受注者側で手配や見積書への計上をお願いします。
12	P22 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (4)対象国の便宜供与	東南アジア・東アジアにおける情報収集の際のヒアリングにおいては、通訳が必要になる場面も想定されます(モンゴル、ベトナムの既往案件関係者など)。便宜供与として、通訳の備上は含まれていないという理解で良いでしょうか。その場合、必要に応じ、業務従事者側で手配や見積書への計上を行えばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 必要に応じ、受注者側で手配や見積書への計上をお願いします。
13	P23 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項 (4) 1)旅費(航空賃)	旅費(航空賃)として7,300千円(4従事者6か国渡航の総計)を定額で見積書に計上してくださいとありますが、これは4従事者が日本⇄各国を1往復ずつ行う分に相当し、国内移動航空賃(ハノイ⇄ホーチミン、ヤンゴン⇄ネピドー)は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。その場合、国内移動航空賃は、見積上どのように扱えばよろしいでしょうか。	ご理解の通り、国内移動航空賃(ハノイ⇄ホーチミン、ヤンゴン⇄ネピドー)は含まれておりません。対象国内の移動につきまして、一般業務費の旅費・交通費に計上ください。
以上、12月10日回答分			
14	P18 第2章 特記仕様書案 5. 調査の内容	各調査対象国のJETRO(各国事務所)へのヒアリング許可取り付けを行う主体につき、企画競争説明書には記載がないようですが、受注者側で行う	ご理解のとおりです。 アジア開発銀行本部へのヒアリングなど、JICAによる許可取付が明記されているもの以外について

	(4)東南アジア・東アジアにおける情報収集(2021年6月～9月)	という理解でよろしいでしょうか。	は、全て受託者に許可取付を行っていただく想定です。
15	コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)別紙資料2 業務従事者の格付確認・認定の運用について	標準経験年数に満たない期間が2年を限度とするという記述について、2年はプロポーザル提出時でしょうか。プロジェクト開始後に2年以内を満たす場合は上位格付の提案は可能でしょうか。	<p>コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)2020年4月p3表2の注に記載の通り、“経験年数の起算は大学卒業翌年度の4月1日とし、公示日時点での年数を経験年数とします”となっております。上位格付認定つきましても、起算につきましては同様となり公示時点にて満たしている必要があります。</p> <p>よって、公示日時点で標準経験年数の下限よりも2年以内とならない方の、類似業務経験又は業務関連資格を勘案しての、上位格付けの認定は困難です。</p>
16	企画競争説明書の配布資料(モンゴル国資金・証券決済システム近代化プロジェクト(2014-2020)ホームページ)	リンク先がモンゴル国ではなく、ミャンマー国のプロジェクトのホームページが表示されます。	<p>誤記がありました。</p> <p>以下のとおり修正します。なお、掲載しようとしていたプロジェクトは、ミャンマーの資金・証券決済システム近代化プロジェクトであり、URLは間違いありません。</p> <p>(修正前)</p> <p>モンゴル：資本市場規制・監督能力向上プロジェクト(2014-2017)</p> <p><a href="https://libopac.jica.go.jp/images/report/12303707.pdf">https://libopac.jica.go.jp/images/report/12303707.pdf</a></p> <p>資金・証券決済システム近代化プロジェクト(2014-2020)ホームページ</p> <p><a href="https://www.jica.go.jp/project/myanmar/033/ind">https://www.jica.go.jp/project/myanmar/033/ind</a></p>

			<a href="#">ex.html</a>  (修正後) モンゴル：資本市場規制・監督能力向上プロジェクト(2014-2017) <a href="https://libopac.jica.go.jp/images/report/12303707.pdf">https://libopac.jica.go.jp/images/report/12303707.pdf</a> ミャンマー：資金・証券決済システム近代化プロジェクト(2014-2020)ホームページ <a href="https://www.jica.go.jp/project/myanmar/033/index.html">https://www.jica.go.jp/project/myanmar/033/index.html</a>
--	--	--	--

以上